



茨城県報 第822号

平成9年1月20日

月曜日

目次

告 示

ページ

- 道路の区域の変更(道路維持課)..... 1
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市整備課)..... 2
- 下水道法施行令に規定する物質の処理施設に係る区域等の公示(下水道課)..... 2
- 土地改良区役員の就退任(5件)(土地改良事務所)..... 3
- 土地改良区役員の退任(")..... 8
- 土地改良事業の認可(2件)(")..... 8
- 換地計画の適当決定(3件)(")..... 8

公 告

- クリーニング業務従事者に対する講習の指定(環境衛生課).....10
- 都市計画事業の施行者の名称等(公園街路課).....10
- 開発行為の工事完了(3件)(建築指導課).....11
- 道路の位置の指定(3件)(").....11

正 誤

- 平成9年1月13日付け茨城県報第820号中.....12

告 示

茨城県告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規程に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成9年1月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
			メートル	メートル	
一 般 国 道 355号	笠間市大字手越字逆川北 350番2地先から	旧	最大 12.0	799	
			最小 5.0		
	笠間市大字手越字逆川北 527番1地先まで	新	最大 98.0 最小 18.0	799	現道拡幅

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一 般 国 道 355号	笠間市大字手越字逆川北 527番1地先から 笠間市大字金井字石崎 18番2地先まで	旧	メートル	メートル	
	最大 27.9 最小 6.5		4,001		
県 道 笠 間 つくば 線	笠間市大字手越字逆川北 527番1地先から 笠間市大字金井字石崎 18番2地先まで 笠間市大字手越字逆川北 527番1地先から 笠間市大字石井字不動前 1838番1地先まで	新	最大 27.9 最小 6.5 最大 404.0 最小 13.3	4,001 4,255	バイパス新設
	笠間市大字下市毛字竹ノ内 989番9地先から 笠間市大字下市毛字大谷津 1009番1地先まで		旧 新	最大 9.4 最小 5.6 最大 24.0 最小 17.0	
県 道 笠 間 つくば 線	笠間市大字下市毛字大谷津 1116番3地先から 笠間市大字下市毛字大谷津 1146番1地先まで	旧 新	最大 17.7 最小 9.4 最大 40.0 最小 17.0	120 120	現道拡幅

~~~~~

### 茨城県告示第50号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき下館市沖田土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成9年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 下館市沖田土地区画整理組合

事 務 所 の 住 所 下館市乙179-2番地

設立認可の年月日 平成7年11月9日

#### 2 変更認可の年月日 平成9年1月20日

~~~~~

茨城県告示第51号

下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条の3第2号の規定による同令第9条の4第1項に規定する物質の処理施設に係る区域等の公示を下水道法施行規則(昭和42年建設省令第37号)第7条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成9年1月22日から1月31日まで、茨城県土木部都市局下水道課及び茨城県鹿島下水道事務所

において縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 当該処理施設による下水の処理を開始すべき年月日
平成 9 年 2 月 1 日
- 2 当該処理施設により下水を処理すべき区域
茨城県鹿島臨海特定公共下水道の処理区域
- 3 当該処理施設において処理すべき物質
ベンゼン (1 リットルにつき 15 ミリグラム以下に限る。)
- 4 当該処理施設の位置及び名称
茨城県鹿島郡神栖町北浜 9 番地
茨城県深芝下水処理場

茨城県告示第 52 号

鹿島郡鉾田町大字鉾田 1444 番地の 1 に事務所を置く巴川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により届出があったので、同条第 17 項の規定により公示する。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鉾田町大字高田 479 番地	理 事	小 室 光	
〃 〃 〃 鉾田 1554 番地	〃	田 所 利 之	
〃 〃 〃 塔ヶ崎 41 番地	〃	本 澤 富 男	
〃 〃 〃 塔ヶ崎 77 番地	〃	小 室 昇	
〃 〃 〃 串挽 465 番地の 1	〃	伊 東 功 雄	
〃 〃 〃 串挽 107 番地	〃	菅 谷 健 一	
〃 〃 〃 野友 805 番地	〃	池 田 智	
〃 〃 〃 半原 1062 番地	〃	鈴 木 茂	
〃 〃 〃 借宿 1062 番地	〃	服 部 隆 雄	
〃 〃 〃 当間 204 番地	〃	大 槻 武 徳	
〃 〃 〃 当間 1446 番地	〃	鈴 木 末 彦	
〃 〃 〃 借宿 1383 番地	〃	二 重 作 茂 兵 衛	
〃 〃 〃 青柳 1347 番地の 3	〃	郡 司 吉 洋	
〃 〃 〃 鳥栖 1374 番	〃	田 崎 健 司	
〃 〃 〃 下富田 554 番地	〃	川 島 寛	
〃 〃 〃 青柳 1770 番地	〃	小 松 崎 俊	
〃 〃 新鉾田 2 丁目 5 番地の 8	監 事	鈴 木 邦 彦	
〃 〃 大字鳥栖 202 番地	〃	烟 田 貞 幹	
〃 〃 〃 青柳 1477 番地	〃	平 間 義 康	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡鉾田町大字白塚581番地	理 事	塙 長一郎	
〃 〃 〃 鉾田1554番地	〃	田 所 利 之	
〃 〃 〃 塔ヶ崎401番地	〃	本 澤 好 徳	
〃 〃 〃 塔ヶ崎77番地	〃	小 室 昇	
〃 〃 〃 串挽465番地の1	〃	伊 東 功 雄	
〃 〃 〃 串挽107番地	〃	菅 谷 健 一	
〃 〃 〃 半原1062番地	〃	鈴 木 茂	
〃 〃 〃 野友753番地の2	〃	根 本 公 司	
〃 〃 〃 当間204番地	〃	大 槻 武 徳	
〃 〃 〃 借宿856番地	〃	栗 野 嘉 彦	
〃 〃 〃 当間1446番地	〃	鈴 木 末 彦	
〃 〃 〃 借宿1383番地	〃	二 重 作 茂 兵 衛	
〃 〃 〃 借宿363番地の1	〃	栗 林 信 雄	
〃 〃 〃 鳥栖1374番地	〃	田 寄 健 司	
〃 〃 〃 下富田554番地	〃	川 島 寛	
〃 〃 〃 青柳1770番地	〃	小 松 崎 俊	
〃 〃 新鉾田2丁目5番地の8	監 事	鈴 木 邦 彦	
〃 〃 大字鳥栖202番地	〃	烟 田 貞 幹	
〃 〃 〃 青柳1477番地	〃	平 間 義 康	

茨城県告示第53号

鹿嶋市大字津賀1919番地の1に事務所を置く大野台地土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成9年1月20日

茨城県鉾田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋市大字大小志崎514番地	理 事	日向寺 甚一郎	
〃 〃 大小志崎619番地の3	〃	日向寺 眞	
〃 〃 大小志崎680番地の1	〃	絹 張 雄	
〃 〃 大小志崎105番地の1	〃	日向寺 正 義	
〃 〃 大小志崎2番地	〃	東 峰 操	
〃 〃 大小志崎1003番地の2	〃	日向寺 直 衛	
〃 〃 武井釜15番地	〃	東 峰 瀬 佐 衛 門	
〃 〃 武井釜523番地	〃	安 重 昌 夫	
〃 〃 武井釜351番地	〃	安 重 和 夫	
〃 〃 武井釜839番地の3	〃	浅 野 慎 一	
〃 〃 大小志崎1541番地の2	〃	日向寺 満	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋市大字武井釜836番地	理 事	鬼 澤 正 巳	
“ “ 浜津賀42番地の1	“	内 田 秀 男	
“ “ 浜津賀286番地	“	橋 本 常 雄	
“ “ 浜津賀298番地	“	池 田 芳 範	
“ “ 浜津賀839番地の6	“	岸 田 長 市	
鹿島郡大洋村大字飯島908番地の2	“	小 沼 力	
“ “ “ 上幡木1553番地の1	“	菅 谷 久 衛	
“ “ “ 上幡木1643番地	“	小 野 忠 衛	
鹿嶋市大字棚木446番地	“	生井澤 健 二	
“ “ 荒井302番地の2	“	出 頭 雄次郎	
“ “ 大小志崎720番地	監 事	絹 張 彌太郎	
“ “ 大小志崎841番地の1	“	日向寺 和 衛	
“ “ 武井釜451番地の9	“	加 瀬 徳 一	
“ “ 武井釜793番地の1	“	安 重 常 雄	
“ “ 浜津賀466番地	“	岸 田 長三郎	
鹿島郡大洋村大字上幡木1555番地	“	小 沼 辰 男	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋市大字大小志崎514番地	理 事	日向寺 甚一郎	
“ “ 大小志崎619番地の3	“	日向寺 真	
“ “ 大小志崎680番地の1	“	絹 張 雄	
“ “ 大小志崎105番地の1	“	日向寺 正 義	
“ “ 大小志崎 2 番地	“	東 峰 操	
“ “ 大小志崎1003番地の2	“	日向寺 直 衛	
“ “ 武井釜15番地	“	東峰 瀬佐衛門	
“ “ 武井釜523番地	“	安 重 昌 夫	
“ “ 武井釜351番地	“	安 重 和 夫	
“ “ 武井釜839番地の3	“	浅 野 慎 一	
“ “ 大小志崎1541番地の2	“	日向寺 満	
“ “ 武井釜836番地	“	鬼 澤 正 巳	
“ “ 浜津賀42番地の1	“	内 田 秀 男	
“ “ 浜津賀286番地	“	橋 本 常 雄	
“ “ 浜津賀298番地	“	池 田 芳 範	
“ “ 浜津賀839番地の6	“	岸 田 長 市	
鹿島郡大洋村大字飯島908番地の2	“	小 沼 力	
“ “ “ 上幡木1542番地	“	人 見 一	
“ “ “ 上幡木1643番地	“	小 野 忠 衛	
鹿嶋市大字志崎1035番地	“	菅 谷 芳 男	
“ “ 荒井302番地の2	“	出 頭 雄次郎	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋市大字大小志崎720番地	監 事	絹 張 彌太郎	
〃 〃 大小志崎841番地の 1	〃	日向寺 和 衛	
〃 〃 武井釜451番地の 9	〃	加 瀬 德 一	
〃 〃 武井釜793番地の 1	〃	安 重 常 雄	
〃 〃 浜津賀429番地の 2	〃	鈴 木 彌 作	
鹿嶋郡大洋村大字上幡木1555番地	〃	小 沼 辰 男	

茨城県告示第54号

鹿嶋郡銚田町新銚田 2 丁目 6 番地の 3 に事務所を置く銚田南部土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県銚田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋郡銚田町大字大竹57番地	理 事	石 崎 義 文	
鹿嶋郡銚田町大字畑田805番地	理 事	井 川 信 彦	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋郡銚田町大字安塚628番地	理 事	井 川 俊 弘	

茨城県告示第55号

真壁郡協和町大字門井1962番地 2 に事務所を置く井出蛭沢堰土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡協和町大字谷永島 6 番地	理 事	蓮 沼 勝 男	理事長
真壁郡協和町大字向川澄10番地	理 事	永 島 又 三	副理事長
真壁郡協和町大字桑山3465番地 3	理 事	大 島 一 明	
真壁郡協和町大字井出蛭沢1157番地 1	理 事	古谷野 勤	
真壁郡明野町大字倉持825番地	理 事	皆 川 昌 三 郎	
真壁郡協和町大字井出蛭沢88番地	理 事	枝 十 九 男	
真壁郡協和町大字蓮沼1163番地 3	理 事	谷 島 政 一	
真壁郡協和町大字下屋谷234番地 2	理 事	下 条 隆	
真壁郡協和町大字桑山1311番地 2	理 事	亀 田 富 雄	
真壁郡明野町大字村田1719番地	理 事	中 里 與 市	
真壁郡明野町大字内淀185番地 1	理 事	水 柿 温 良	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡協和町大字蓮沼127番地	監 事	岩 淵 勇	代表監事
真壁郡協和町大字柳137番地 1	監 事	小 島 重 雄	
真壁郡明野町大字鍋山490番地	監 事	岡 本 一 視	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡協和町大字谷永島 6 番地	理 事	蓮 沼 勝 男	理 事 長
真壁郡協和町大字向川澄10番地	理 事	永 島 又 三	副理事長
真壁郡協和町大字井出姥沢88番地	理 事	枝 十 九 男	
真壁郡協和町大字井出姥沢1157番地 1	理 事	古 谷 野 勤	
真壁郡協和町大字蓮沼79番地 4	理 事	小 島 富 男	
真壁郡協和町大字柳137番地 1	理 事	小 島 重 雄	
真壁郡協和町大字桑山3465番地 3	理 事	大 島 一 明	
真壁郡協和町大字桑山2198番地	理 事	大 木 一 誠	
真壁郡明野町大字村田1719番地	理 事	中 里 與 市	
真壁郡明野町大字鍋山534番地	理 事	横 田 稔	
真壁郡明野町大字倉持309番地	理 事	瀬 尾 恒 夫	
真壁郡協和町大字横塚293番地	監 事	日 向 光 男	代表監事
真壁郡協和町大字大島98番地	監 事	入 江 金 三 郎	
真壁郡明野町大字内淀185番地 1	監 事	水 柿 温 良	

茨城県告示第56号

稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2656番地に事務所を置く佐倉原土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成9年1月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲4561番地	理 事	上 岡 國 次	
〃 〃 〃 4661番地の1	〃	桜 井 寿 寛	
〃 〃 〃 2907番地	〃	赤 井 正 平	
〃 〃 大字佐倉2296番地	〃	坂 本 重 雄	
〃 〃 大字江戸崎甲678番地 1	〃	塚 本 勝 夫	
〃 〃 大字稲波275番地	〃	坂 下 光 雄	
〃 〃 大字蒲ヶ山995番地	監 事	栗 山 博	
〃 〃 大字江戸崎甲2784番地	〃	田 村 嘉 熙	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲4561番地	理 事	上 岡 國 次	
〃 〃 〃 4661番地の1	〃	桜 井 寿 寛	
〃 〃 〃 2907番地	〃	赤 井 正 平	
〃 〃 〃 2920番地	〃	池 田 明 夫	
〃 〃 大字佐倉2296番地	〃	坂 本 重 雄	
〃 〃 大字江戸崎甲678番地1	〃	塚 本 勝 夫	
〃 〃 大字稲波275番地	〃	坂 下 光 雄	
〃 〃 大字蒲ヶ山995番地	監 事	栗 山 博	
稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2784番地	〃	田 村 嘉 熙	
〃 〃 大字佐倉419番地	〃	宮 本 満 藏	

茨城県告示第57号

真壁郡真壁町大字飯塚911番地に事務所を置く柳沢溜池土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成9年1月20日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡真壁町大字真壁81番地	監 事	和 田 博	

茨城県告示第58号

平成8年10月7日付けで小野川沿岸土地改良区から申請のあった小野川沿岸地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成9年1月7日認可した。

平成9年1月20日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

茨城県告示第59号

平成8年9月20日付けで大宮町長から認可申請のあった三美南部地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により平成9年1月6日認可した。

平成9年1月20日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 木 沢 英 雄

茨城県告示第60号

永山土地改良区理事長から平成8年12月11日付けで認可申請のあった猿内地区の換地計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項により平成8年12月18日適当と決定したから同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 9 年 1 月 21 日から
平成 9 年 2 月 18 日まで
- 3 縦覧の場所
牛堀町役場

~~~~~

**茨城県告示第 61 号**

永山土地改良区理事長から平成 8 年 12 月 11 日付けで認可申請のあった堂前地区の換地計画については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条の 2 第 1 項の規定により平成 8 年 12 月 18 日適当と決定したから同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成 9 年 1 月 21 日から  
平成 9 年 2 月 18 日まで
- 3 縦覧の場所  
牛堀町役場

~~~~~

茨城県告示第 62 号

桂村長大森藤和から平成 8 年 12 月 5 日付けで認可申請のあった梢原地区の換地計画については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により平成 8 年 12 月 24 日適当と決定したから、同法第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県水戸土地改良事務所長 郡 司 脩

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 9 年 1 月 21 日から
平成 9 年 2 月 18 日まで
- 3 縦覧の場所

桂村役場

公 告

●クリーニング業務従事者に対する講習の指定

クリーニング業務従事者に対する講習について、次のとおりクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により指定する。

平成9年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 主催者

東京都新宿区四谷4丁目3番地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

理事長 柳 瀬 孝 吉

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体

水戸市三の丸1丁目4番50号

財団法人茨城県環境衛生営業指導センター

理事長 藤 田 積 善

3 開催年月日及び場所

(1) 平成9年2月9日（日）

水戸市笠原町993-2

茨城県健康科学センター

(2) 平成9年3月16日（日）

下館市小林355

下館市総合福祉センター

(3) 平成9年3月23日（日）

土浦市中央2-16-4

土浦市亀城プラザ

4 受講料

4,500円

●都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成9年1月6日付建設省告示第2号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成9年1月20日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

3・4・167号 赤塚駅北線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

茨城県水戸市赤塚 1 丁目地内

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡協和町八幡字宮179番1の一部、同番2の一部

2 事業主の住所及び氏名

下館市岡芹2222番地

北つくば農業協同組合

代表理事理事長 中 田 毅

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田町稲吉南一丁目3411番地1から同番12まで

2 事業主の住所及び氏名

新治郡千代田町稲吉五丁目1番55

久 松 一 好

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）付則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法付則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる区域の名称

鹿島郡旭村大字滝浜字向山236番2、同番4、同番5、同番70

2 事業主の住所及び氏名

千葉県成田市並木町大久保台219-111

株式会社 テラコン

代表取締役 寺 田 知 照

◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 9 年 1 月 20 日

茨城県知事 橋 本 昌

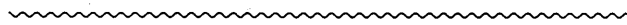
指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
南総建指令 第2510号	平成8年12月27日	平井 緑郎	東京都大田区 大森西2-20-28	稲敷郡阿見町字宮脇 2344番6, 同2344番7, 同2344番10から同2344 番13まで, 同2344番15, 同2344番17	メートル 4.00	メートル 60.64



指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
南総建指令 第2504号	平成8年12月27日	有限会社 大東住宅 代表取締役 牛尾 政二	土浦市荒川沖西 一丁目16番13号	石岡市若松三丁目 8815-1 8812-3	メートル 4.30	メートル 25.76



指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第4号	平成9年1月7日	柏村 宣夫	那珂郡那珂町 菅谷4287	那珂郡那珂町菅谷 字トトキ内2410番9, 2412番4	メートル 4.50	メートル 31.754



正 誤

平成9年1月13日付け茨城県報第820号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
16	上から 1～9	1 都市計画の種類 土地区画整理事業(新県庁舎周辺土地 区画整理事業) 2 都市計画を定める土地の区域 水戸市笠原町の一部 3 都市計画の案の縦覧場所 (1) 茨城県土木部都市局都市計画課 (2) 水戸市役所都市計画部地域整備課 4 縦覧期間	●都市計画案の縦覧 水戸・勝田都市計画土地区画整理事業を 決定する必要が生じたので, 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第17条第1項の規 定により次のとおり公告し, 当該都市計画 の案を公衆の縦覧に供する。 なお, 当該都市計画の案について意見の あるかたは, 縦覧期間満了の日までに茨城 県知事あて, 意見書を提出することができ

平成9年1月13日から平成9年1月27日
日まで

ます。

平成9年1月13日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

土地区画整理事業（新県庁舎周辺土地
区画整理事業）

2 都市計画を定める土地の区域

水戸市笠原町の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 水戸市役所都市計画部地域整備課

4 縦覧期間

平成9年1月13日から平成9年1月27

日まで

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
(休日の場合は線下発行) (金 3, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)